

福岡県公報

令和三年四月十六日
第百九十二号
増刊
①

目次

告示

○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規定の一部改正

(農村森林整備課) ……………一

告示

福岡県告示第四百六十号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年四月十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程(昭和三十二年九月福岡県告示第
八百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「及び令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪
雨による災害」を、「令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨
による災害並びに令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害」に改
める。

第五条第一項第四号中「災害復旧事業計画書」を「災害復旧事業補助計画書」に改め
、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業に着手する必要
があるときは、その理由を明記した交付決定前着手届を知事に提出しなければならない

別表農地災害復旧緊急支援事業の項中「及び令和元年八月十三日から九月二十四日ま
での間の暴風雨及び豪雨による災害」を、「令和元年八月十三日から九月二十四日まで
の間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和二年五月十五日から七月三十一日までの間
の豪雨による災害」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金
交付規程の規定は、令和二年度の補助金から適用する。